

質問	回答
なぜ小出力発電設備も事故報告が義務化されたのですか？	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）」の導入以降、小出力発電設備を中心に再生エネルギー発電設備の設置件数は増加しています。一方、小出力発電設備を含む再生エネルギー発電設備関連の事故が社会的影響を及ぼした事案も発生しており、安全の確保が課題になっています。こうした状況を踏まえ、事故原因の究明や再発防止対策を講じるために必要な事故情報を収集する目的で、導入件数の多い小出力発電設備を電気事業法の事故報告制度の対象として新たに加えることになりました。
事故報告はいつから義務化されるのですか？	2021年（令和3年）4月1日から開始されます。
新たに事故報告の対象に追加される設備はどのような設備ですか？	電気事業法第38条第2項で定める小出力発電設備のうち、太陽電池発電設備は、10kW以上50kW未満、風力発電設備は、20kW未満について事故報告の対象に追加されます。なお、10kW未満の住宅用太陽電池発電設備は対象外となります。
どのような事故が発生した場合に報告する必要がありますか？	「①感電などによる死傷事故」、「②電気火災事故」、「③他の物件への損傷事故」、「④主要電気工作物の破損事故」の4項目となります。
事故報告はいつ報告しなければいけませんか？	事故を覚知した（知った、気づいた）時から、「24時間以内に事故の概要（速報）」について、「30日以内に事故の詳細（詳報）」について報告を行う必要があります。
誰が事故報告を行う必要がありますか？	設備の所有者又は占有者から報告をお願いします。
事故報告はどこに報告するのでしょうか？	事故が発生した発電設備の設置の場所を管轄する産業保安監督部になります。 管轄する産業保安監督部については、 <a href="#">こちら</a> をご覧ください。
速報の報告内容はどのようなものですか？	<b>いつ</b> （事故発生の日時）、 <b>どこで</b> （事故発生の場所）、 <b>なにが</b> （事故発生の電気工作物）、 <b>どうなった</b> （事故の概要、他に及ぼした障害、被害者）といった事故の状況説明を行ってください。 なお、事故発生の当初、これらの事項のうち不明な点があっても知り得た範囲を第1報として連絡し、その後詳細が判明した時、又は第1報の内容の一部を訂正する必要が生じた時には、直ちに第2報、第3報等の続報として報告してください。
速報の報告方法はありますか？	電話、メール、FAXなどの方法で報告してください。
詳報の報告内容はどのようなことを報告すればよいのですか？	詳報は、事象の状況に関する事実関係とその発生原因（発生メカニズムを含む。）を可能な限り詳細に記載、報告してください。

質問	回答
<p>詳細はどのように作成すればよいのですか？</p>	<p>詳細の作成については、製品評価技術基盤機構（NITE）が運用している下記リンク先の「詳細作成支援システム」を利用して作成することができます。  <a href="https://www.nite.go.jp/gcet/tso/shohosupport/">https://www.nite.go.jp/gcet/tso/shohosupport/</a>  作成後、PDFデータ及びXML形式の電子ファイルをメールで各産業保安監督部に送付してください。  「詳細作成支援システム」の使い方やエラーについては、NITEに問い合わせてください。</p>
<p>事故原因について、どのように調査すればよいのですか？</p>	<p>所有者又は占有者自ら原因究明をすることが難しい場合は、設備の施工業者や保守メンテナンス業者、機器メーカー等に依頼し、原因究明をおこなってください。</p>
<p>事故原因等が調査中ですが、詳細の報告期限である覚知後30日以内までに報告しなければなりませんか？</p>	<p>詳細の報告期限までに、未だ調査中の内容がある場合は、報告期限までに詳細を中間報告として詳細提出してください。調査結果が明らかになり次第、速やかに続報又は最終報として報告してください。</p>
<p>事故報告を期限内に提出しなかった場合、又は虚偽の報告をした場合、罰則はありますか？</p>	<p>報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした場合は、三十万以下の罰金に処される可能性があります。ただし、やむを得ない事由により事故報告を期限までに提出できなかった場合、直ちに罰則の対象とはなりません。</p>
<p>事故報告で報告した情報は第三者へ公開されるのでしょうか？</p>	<p>事故報告を行った方の個人名が公表されることはありません。事故の社会的な影響等を鑑み、事故の概要を公表することはありません。また、報告された事故情報は、統計処理した上で、「電気保安統計」として公表されます。</p>
<p>電気事故の詳細は、メールでの提出は可能ですか？</p>	<p>メールでの提出が可能です。</p>